

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和6年12月13日

奈良県知事 殿

天理市丹波市町296
天理市商工会
会長 藤山 和徳

天理市川原城町605
天理市
市長 並河 健

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：松田 和洋

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：洪水浸水想定区域図（想定最大規模・ハザードマップ）

大雨による河川、排水路等に氾濫による浸水被害が想定されている。

氾濫した場合に地域に影響の大きい国管理河川及び県管理河川については、浸水想定区域が国、県により指定・公表されている。

令和3年5月に水防法が改正され、奈良県は、水害リスク情報の空白地帯を解消するため、奈良県内の中小河川について、令和5年5月に洪水浸水想定区域図を公表した。

本浸水想定区域図では、想定し得る最大規模の大雨（概ね1,000年に1回起こる大雨）が降ったことにより河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域が表示されている。

(土砂災害：天理市地域防災計画・ハザードマップ)

天理市地域防災計画によると大雨による土石流、がけ崩れ、地滑りによる土砂被害が想定されており、天理市内には土砂災害警戒区域は282カ所指定されている。

天理市のハザードマップによると、山間部に近い朝和東部地区（竹之内町・萱生町・中山町・柳本町）は建設業や製造業の多い地区であるが、地滑り等土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。

(地震災害：第2次奈良県地震被害想定調査報告書)

政府の中央防災会議において示された、最大クラスの南海トラフ地震（以下、「南海トラフ巨大地震」という）が発生した際の最新の科学的見地に基づく被害想定では、本市では最大震度6弱～6強とされている。また、奈良県が平成16年10月に公表した「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」では、奈良盆地東縁断層帯による内陸性直下型地震の場合は、発生確率は低いものの、一旦発生した場合には多数の死傷者や大きな建物被害が生じることは明らかである。

天理市地域には、奈良盆地東縁断層帯が走っており、南海トラフの影響も含めて今後の地震防災対策を考える上で内陸性直下型地震の被害想定が不可欠であることから、人的・物的被害想定調査結果を下記に示す。

- ・地震予測 天理市中心を通り、天理市域で被害が最も大きくなると想定される奈良盆地東縁断層帯（マグニチュード7.5）を設定。
- ・地番振動予測 震度6強～震度7
- ・建物被害想定 全壊棟数 10,204棟 半壊棟数 4,878棟
- ・出火予測 炎上出火件数 101件
- ・人的被害想定 死者数 434人 負傷者数 950人
- ・避難者数 23,492人

(その他)

天理市の特徴として、市内中心部の天理駅から天理教本部までの約1kmの間にアーケード付き商店街があり、個人店を中心に約200店舗の事業所が密集して営業を営んでおり、火災が発生すると大規模火災につながると想定される。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 1,920事業所
- ・小規模事業者数 1,390事業所

資料：総務省統計局「令和3年経済センサス-活動調査」

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況）
商工業者	製造業	216	175	南部 工業団地に多い
	建設業	173	166	市内広域
	卸売・小売業	602	401	駅周辺・商店街に多い
	サービス業	552	410	駅周辺・商店街に多い
	宿泊・飲食業	265	156	駅周辺・幹線道路沿いに多い
	その他	112	82	市内広域

(3) これまでの取組

1) 天理市の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・天理市新型インフルエンザ等対策行動計画

2) 天理市商工会の取組

- ・事業所BCPに関する国の施策の周知
- ・損保会社と連携した事業所BCP策定セミナーの開催
- ・損保会社と連携した損害保険加入促進
- ・天理市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

- ・これまで、大きな災害で被害が発生したことが少なく、防災の意識が不足しているため、実際にどのような状況でどのような対応を取るべきかについて、抽象的な計画に終始してしまい具体的な手順や対策を落とし込むのが難しい。
- ・アーケード付き商店街内には、個人商店を中心に小規模な事業所が密集しているが、経営する店主全員がその重要性を理解し、実際に訓練や演習に参加することにかかっている。しかし、経営者の中にはBCPを重要視していない場合も多く、災害に対するリスクの把握や防災の取組、災害時の対応など防災の意識が統一されていない。
- ・現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時、緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。
- ・損害保険・共済制度に対する助言を行える経営指導等職員が不足している。

Ⅲ 目標

- ・事業所内の管理体制を強化するとともに、地域住民の一員であることを自覚し、地域の防災対策に協力する。
- ・天理市内の小規模事業者に対し災害リスクを認識してもらい、事前対策や事業所BCPの必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、天理市商工会と天理市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・発災後速やかに事業継続ができるよう保険・共済に対する助言を行える「経営指導員」の育成に努める。
- ・会員事業所に対し、事業所BCP策定支援を年間5社実施する。
- ・会員事業所並びに経営指導員向けのBCPセミナーを年2回実施する。
- ・損害保険・共済制度の加入件数を令和12年までに30件とする。
対象損害保険・共済制度：火災保険、業務災害保険、経営者休業補償、休業対応応援共済
福祉共済、貯蓄共済、その他

その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・天理市商工会と天理市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・今回作成する本計画を基に、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・多発する自然災害や事故、病気など日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や天理市広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業所BCPに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業所BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内喚起設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会の事業継続計画の作成

- ・令和元年事業継続計画を作成（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・会員事業所の損害保険会社から専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とした事業所BCPセミナーや損害保険の相談会を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナーの広報依頼等を実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業所BCP等取組状況の確認。
- ・発災後、速やかに事業継続できるよう損害保険・共済制度の加入状況を確認する。
- ・天理市事業継続力強化支援協議会（構成員：天理市・天理市商工会）を開催し、状況確認や改善点について継続協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7.5の地震）が発生したと仮定し、天理市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で天理市内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。
SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況）等を天理市商工会と天理市で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、天理市における感染症対策本部設置に基づき天理市商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・天理市商工会と天理市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。
（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・天理市内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。・天理市内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・天理市内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。・天理市内0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

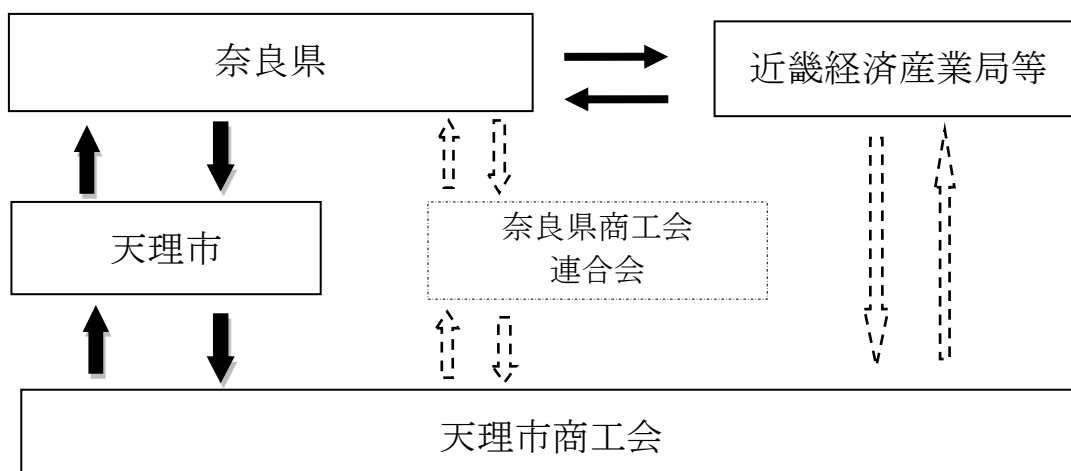
- ・本計画により、天理市商工会と天理市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2週間	1日に1回以上共有する
2週間～1ヶ月	必要に応じて1日に1回程度共有する
1ヶ月以降	必要に応じて共有する

- ・天理市商工会でとりまとめた「天理市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、天理市内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 自然災害の二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 天理市商工会と天理市は 被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 天理市商工会と天理市が共有した情報を、奈良県の指定する方法にて天理市商工会又は天理市より奈良県へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、天理市商工会と天理市が共有した情報を県の指定する方法にて天理市商工会又は天理市より県に報告する。



< 4. 応急対策時の天理市内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、天理市と相談する（天理市商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 天理市内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や奈良県、天理市等の施策）について、天理市内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 天理市内小規模事業者に対する復興支援 >

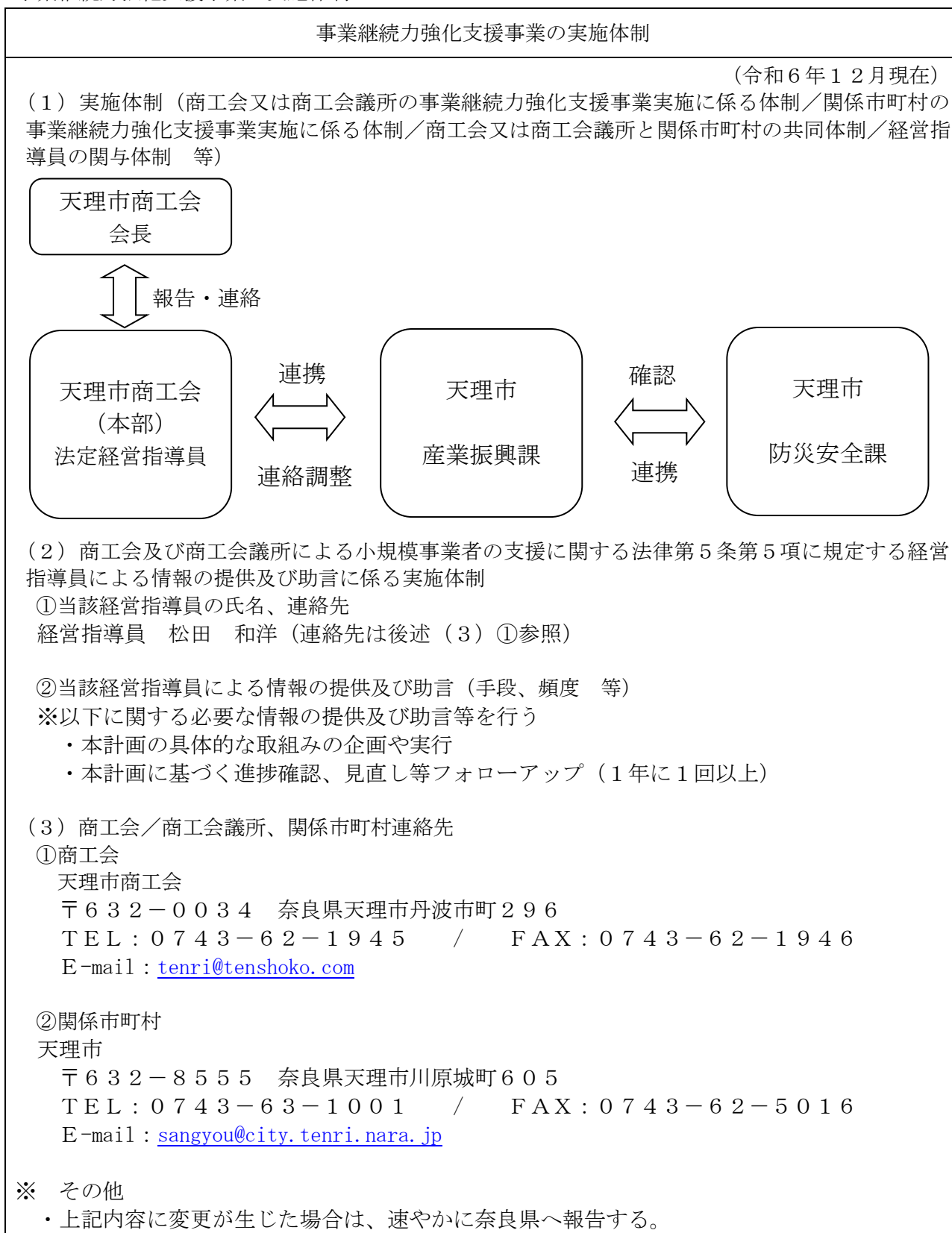
- ・ 奈良県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を奈良県等に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	630	630	630	630	630
専門家派遣費	200	200	200	200	200
協議会運営費	30	30	30	30	30
セミナー開催費	200	200	200	200	200
防災感染症対策費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・天理市補助金・奈良県補助金・事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
東京海上日動火災保険株式会社 奈良支店 〒630-8115 奈良県奈良市大宮町6-2-19 代表 奈良支店長 横澤 雄三	
連携して実施する事業の内容	
① 会員事業所向けBCP策定セミナー ② 経営指導員向けBCP講習会 ③ 会員事業所向け各種災害対策ツールの提供(自然災害リスクマップ等)	
連携して事業を実施する者の役割	
① 会員事業所向けBCP策定セミナー 東京海上日動火災保険株式会社には専門家としてBCP策定支援セミナーの講師を担っていただくとともに、リスクファイナンスとしての損害保険の紹介・説明を実施いただく。必要に応じてBCPの策定についてもアドバイスをいただく。 ② 経営指導員向けBCP講習会 東京海上日動火災保険株式会社には専門家として経営指導員が会員事業所のBCP策定に係る指導及び助言を実施出来るよう知識面でのアドバイスをいただく。 ③ 事業所BCP策定時：会員事業所向け各種災害対策ツールの提供(自然災害リスクマップ等) 東京海上日動火災保険株式会社には会員事業所の立地場所に於ける自然災害等のリスク情報を認識することが出来る為のツールを提供いただくとともに、会員事業所が自力でBCPを策定出来るよう簡易版BCP策定ツールを提供いただく。	
連携体制図等	
①	
②	
③	